

杉之尾宜生編著『「現代語訳」孫子』日本経済新聞出版社 2014年4月23日刊を読む

ゆえに用兵の法は、その来らざるを待むこと無く、吾れが以て待つあることを待むなり。  
 其の攻めざるを待むこと無く、吾が攻むべからざる所あるを待むなり。

1. (地震・津波・異常気象といった自然災害などを含む)危険・危機といった事態が生起してほしくないという願望に依存するのではなく、いついかなる災厄が襲ってきても、被害を最小限に局限できる危機管理態勢を平素から構築整備しておくべきである。
2. 我が国を侵略して来るような 邪よこしまな国や組織は存在して欲しくないという願望に依存するのではなく、如何なる侵略行動をも抑止し、対応できる不敗態勢を平素から構築整備しておくべきである。
3. これらの危機管理・侵略抑止・対処の基礎的な態勢を確立しておくことこそが、戦争特に武力戦に対応するための基本である。
4. 注釈
  - (1)本項は、巷間「備えあれば、患いなし」といわれているが、実は「患いなければ、備えなし」というべきであり、『孫子』十三篇の結言ともいうべきであろう。
  - (2)待…頼る、依存する
  - (3)其…諸侯(隣邦諸国)を指す
  - (4)有以待…いかなる事態にも対応可能な態勢
  - (5)不可攻…不敗の態勢

[コメント]

孫子の兵法の最も有名な一節。29の文字の中に国を守り、身を守る基本が余すことなく述べられている。「古典との対話」をすべきは、政治家だけではないと考える。

— 2014年7月29日 林 明夫記 —